

2024年12月20日

日本公認会計士協会
会長 茂木 哲也

令和7年度与党税制改正大綱に関する会長コメント

当協会は、我が国経済・社会の健全な維持・発展に貢献するため、公平・中立的な立場から、毎年、我が国の税制に対する建設的な意見の表明を行っています。本年も6月に「税制の在り方に関する提言」と、「令和7年度税制改正に関する個別意見」から成る「令和7年度税制改正意見書」（以下「税制改正意見書」といいます。）を公表いたしました。

本日、公表された与党税制改正大綱（以下「与党大綱」といいます。）では、「賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行」が税制改正の最重要課題であることが示されましたが、この考え方と、当協会の税制改正意見書の基本的立場は、方向性を一にするものであることを強く意識することができました。

特に、売上高100億円超を目指す中小企業への更なるインセンティブ措置として、売上高100億円超を目指す中小企業を対象に中小企業経営強化税制を拡充することとされました。また、中小企業者等の軽減税率の特例の延長と同時に、所得10億円超の中小企業者等の軽減税率が17%に見直されることとなりました。こうした企業に対する税制上の支援を、資本金基準で区別するのではなく、企業の成長段階や規模に応じて行うことは極めて重要であり、支援を受ける企業が次なるステージへ成長することを通して雇用の促進等により地域社会に貢献する必要性と、真に税制上の優遇が必要な担税力が脆弱な企業に焦点化して支援を行うことの必要性のどちらも当協会がこれまで税制改正意見書において表明してきたところです。

また、基礎控除等を123万円に引き上げる方針が示されたことは、現下の物価高に対する国民の安心に資するものであり、働き方の多様化に応じた税制措置を講ずるべきとの当協会の考え方も通底するものであります。一方で、物価高に苦しむ国民への一層の配慮、人手不足に悩む企業への労働力供給の一層の促進、並行して財源確保の観点から、所得税制の在り方について、今後も十分な議論が行われることを期待いたします。

さらには、グローバル・ミニマム課税の法制化を受けた外国子会社合算税制における事務負担軽減、リース会計基準の変更に伴う税制上の措置、事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し、自動車通勤を行う者への通勤手当のエネルギー価格の上昇に伴う非課税限度額の見直しの可能性への言及は、いずれも税制改正意見書における当協会の考え方が一部実現される、あるいはその可能性を示すものと理解しております。

加えて、与党大綱では子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充やひとり親控除の拡

充の方針が示されましたが、子育て世代の公的負担の軽減と子どもへの投資の充実は日本の将来に向かっての最も重要な課題の一つであり、今後も更なる税制の充実が図られることを期待いたします。

与党大綱では、「時代に適さぬものを改め、維持すべきものを護り、国際的責務を果たす国家にふさわしい税制を目指し、丁寧な対話を通じて国民の納得と共感が得られるよう努めるなど、弛まぬ政治的努力を重ねて」いくことが力強く宣言されました。当協会も、与党大綱において方向性が示された令和7年度税制改正により我が国の経済が成長を達成することで明るい未来が国民に示されることを強く期待するとともに、引き続き、税務を含む会計全般の専門家たる公認会計士の団体として、より良い経済・社会の実現に貢献すべく、積極的に意見発信してまいります。

以 上